

平成25年4月9日

第2478号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目 次

告 示

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（163・福祉政策課）	1
○生活保護法による医療機関の指定（164・福祉政策課）	1
○生活保護法による指定医療機関の事業の再開（165・福祉政策課）	2
○生活保護法による施術者の指定（166・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定施術者の事業の廃止（167・福祉政策課）	2
○生活保護法による介護機関の指定（168・福祉政策課）	2
○生活保護法による指定介護機関の変更（169・福祉政策課）	3
○生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（170・福祉政策課）	3
○地籍調査に関する事業計画（171・農山村振興課）	4

公 告

○土地改良区の役員の就任の届出（秋田地域振興局農林部）	5
○土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）	5
○県営土地改良事業工事の完了（平鹿地域振興局農林部）	5

教育委員会告示

○教育委員会会議の開催（8・教育庁総務課）	6
-----------------------	---

選挙管理委員会告示

○選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（47）	6
○各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（48）	6

告 示

秋田県告示第163号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	廃止年月日
ドラッグストア森	鹿角市花輪字柳田75番地	平成25年2月28日

秋田県告示第164号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
まきた歯科医院	男鹿市船越字内子224-73	歯科、小児歯科、歯科口腔外科	平成25年2月1日

ドラッグストア森薬局	鹿角市花輪字柳田75番地	調剤薬局	平成25年3月1日
御門歯科クリニック	由利本荘市本田仲町72	歯科、小児歯科、矯正歯科、歯科 口腔外科	平成25年2月1日

秋田県告示第165号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の再開の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	再開年月日
八峰町営歯科診療所	山本郡八峰町峰浜水沢字稲荷堂後116-1	平成25年3月27日

秋田県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
阿部 智之	-	阿部整骨院	鹿角市花輪字下夕町 151-6	柔道整復	平成25年2月7日
松田 幸泰	-	松田整骨院	雄勝郡羽後町西馬音内 字中野28-5	柔道整復	平成25年2月27日

秋田県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定施術者から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

氏 名	施術所の名称	施術所の所在地	廃止年月日
阿部 源二	阿部整骨院	鹿角市花輪字下夕町151-6	平成24年12月31日

秋田県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
厚生連山本訪問看護ステーション	能代市落合字上前田地内	介護予防訪問看護	平成25年4月1日
六郷さいた薬局	仙北郡美郷町六郷字馬町60番地	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年3月5日
鍛冶町さいた薬局	横手市鍛冶町1番1号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年3月5日
さいた薬局	横手市四日町2番13号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年3月5日
居宅介護支援センターひまわり	大館市有浦四丁目3-41 サンライフ有浦101号	居宅介護支援事業	平成25年3月1日
クオール薬局樽子山店	能代市追分町2-51	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月1日
クオール薬局ことぶき店	横手市寿町11番35号	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年3月13日
株式会社アキタニットグループホームしゃくやく3号館	湯沢市杉沢87-20	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年3月1日
クオール薬局横手町店	横手市横手町字大関越175	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年3月22日
J Aこまちデイサービス夢こまちほのか	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	通所介護、介護予防通所介護	平成25年3月1日
J Aこまち福祉レンタルサービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成25年3月1日
J Aこまち小規模多機能型居宅介護夢こまちはたの	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成25年3月1日

秋田県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
		変更前	変更後		
J Aこまち指定居宅介護支援事業所	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	湯沢市佐竹町9番39号	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	居宅介護支援事業	平成25年3月1日
J Aこまち訪問介護サービス夢こまち	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1	福祉センター夢こまち	J Aこまち訪問介護サービス夢こまち	訪問介護、介護予防訪問介護、福祉用具貸与、介護予防福祉用具貸与、特定福祉用具販売、特定介護予防福祉用具販売	平成25年3月1日
		湯沢市佐竹町9番39号	湯沢市倉内字三ツ屋6番地1		

秋田県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があった

ので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
横手市社会福祉協議会南部指定訪問入浴介護事業所	横手市平鹿町浅舞字蔭沼289番地	訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護	平成25年3月31日

秋田県告示第171号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、次のとおり平成25年度地籍調査に関する事業計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1(1) 調査を行う者の名称
秋田市
- (2) 調査地域
秋田市雄和平尾鳥字長滝、中谷地、柳沢
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 2(1) 調査を行う者の名称
能代市
- (2) 調査地域
能代市二ツ井町字下野、薄井、下野川端、二ツ井町飛根字高清水、前田、富根、新富根
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 3(1) 調査を行う者の名称
横手市
- (2) 調査地域
横手市安本、増田町亀田、平鹿町中吉田、雄物川町大沢、十文字町腕越、梨木、山内南郷字除きほか29字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 4(1) 調査を行う者の名称
男鹿市
- (2) 調査地域
男鹿市船川、金川、北浦、北浦表町字表町ほか6字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 5(1) 調査を行う者の名称
湯沢市
- (2) 調査地域
湯沢市秋ノ宮、皆瀬字喜膳ほか27字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 6(1) 調査を行う者の名称
鹿角市
- (2) 調査地域
鹿角市十和田毛馬内、十和田瀬田石、八幡平字森鼻ほか14字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 7(1) 調査を行う者の名称
由利本荘市
- (2) 調査地域
由利本荘市滝ノ沢、宮沢、鳥田目、湯沢、矢島町立石、東由利館合、老方、蔵字上ノ山ほか29字

- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 8(1) 調査を行う者の名称
大仙市
- (2) 調査地域
大仙市強首、九升田、大巻、協和船岡、太田町三本扇字篠沢ほか14字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 9(1) 調査を行う者の名称
仙北市
- (2) 調査地域
仙北市角館町西長野字川下田、古米沢
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 10(1) 調査を行う者の名称
藤里町
- (2) 調査地域
藤里町粕毛、藤琴字岩下ほか6字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 11(1) 調査を行う者の名称
八峰町
- (2) 調査地域
八峰町八森、峰浜水沢、峰浜高野々字上台ほか13字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで
- 12(1) 調査を行う者の名称
羽後町
- (2) 調査地域
羽後町杉宮、川原田、大戸、床舞字外堀ほか15字
- (3) 調査期間
平成25年4月1日から平成26年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、男鹿市渡部土地改良区から次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

就任理事の住所及び氏名
男鹿市払戸字渡部79番地

佐々木 金悦郎

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、飯田川土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年4月1日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

県営土地改良事業（亀田堰地区ため池等整備事業（用排水））につき、その工事を平成25年3月25日完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年4月9日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

教育委員会告示

秋田県教育委員会告示第8号

次のとおり教育委員会会議を開催する。

平成25年4月9日

秋田県教育委員会委員長 猪 股 春 夫

- 1 日時
平成25年4月11日午後4時10分(予定)
- 2 場所
教育委員会委員室
- 3 案件
 - (1) 県費負担教職員の定数を定める規則の一部を改正する規則案について
 - (2) 平成25年度秋田県教科用図書選定審議会委員の任命について
 - (3) その他

選挙管理委員会告示**秋選管告示第47号**

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条、第75条、第76条、第81条及び第86条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年4月9日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

50分の1の数 18,196

3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)

213,720

秋選管告示第48号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数(選挙権を有する者の総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりであるので告示する。

平成25年4月9日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別	
秋田市	89,048
能代市山本郡	25,629
横手市	27,730
大館市	21,958
男鹿市	9,247
湯沢市雄勝郡	19,863
鹿角市鹿角郡	11,311
由利本荘市	23,556
潟上市	9,541
大仙市仙北郡	31,083
北秋田市北秋田郡	11,132
にかほ市	7,503
仙北市	8,327

南秋田郡 7,329

正 誤

ページ

行

誤

正

平成25年3月26日(第2474号)掲載の秋田県告示第129号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)
(原稿誤り)

10

6

陣場2号

陳場2号